

2019年7月1日

南山国際高等学校・南山国際中学校
利用者の皆様へ

南山国際高等学校・中学校
校長 山田 利彦

2019年7月1日より南山国際高等学校・中学校敷地内の全面禁煙について

健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2020年4月1日の全面施行に先立って、受動喫煙による健康への影響の大きい未成年者等が多く集まる学校・病院・児童福祉施設等および行政機関などの特定施設については、2019年7月1日からこの法律が施行されます。

この法律は、「望まない受動喫煙をなくす」ことを第一の基本的考え方とし、「20歳未満の者や患者などに、受動喫煙による健康影響の大きい者に対して特に配慮する」ことも第二の基本的考え方としています。この結果、学校、病院、行政機関などの敷地内は禁煙が義務付けられ、違反した場合には罰則も科せられます。

南山国際高等学校・中学校では、この法律改正に基づき2019年7月1日から、敷地内を全面禁煙とし、現在設置している喫煙施設・設備は、すべて廃止いたします。

利用者の皆様におかれましては、敷地内全面禁煙の実施についてご理解いただくとともに、正門前・周辺の路上等においても受動喫煙防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

以上